

## 社会福祉法人成光苑 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 成光苑（以下「当法人」という）定款第9条および第25条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員と評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当各号の定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、業務執行理事以外で、法人本部を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員等とは、常勤の理事以外の者（週4日未満の勤務者）をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |             |       |
|-------------|-------|
| (1) 常勤の理事   | 報酬、賞与 |
| (2) 非常勤の役員等 | 報酬    |

### (常勤の理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

### (非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表3に定める額
- (2) 非常勤の役員等が役員会に参加するなど職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。また、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込

むことができるものとする。

(1) 報酬については、毎月支給する。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会や評議員会への出席した都度、翌月末までに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の勤務予定の日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
常勤理事	月額 20万円

別表2 (常勤の理事の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1.9月分程度
12月の賞与	報酬月額×2.1月分程度

別表3 (非常勤の役員等の報酬)

「理事」 (法人職員との兼務者は支給無し)

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 1万円(源泉所得税除く)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 1万円(源泉所得税除く)

「監事」

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	日額 1万円(源泉所得税除く)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 1万円(源泉所得税除く)

「評議員」

	報酬の額
評議員会への出席	日額 1万円(源泉所得税除く)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 1万円(源泉所得税除く)

「評議員選任解任委員会委員」 (法人職員との兼務者は支給無し)

	報酬の額
評議員選任解任委員会への出席	日額 1万円(源泉所得税除く)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 1万円(源泉所得税除く)